

「世界に開かれた観光王国・北海道」戦略特区

～ 観光立国・日本のフロントランナーを目指して ～

大胆な規制改革等

ビザの免除や数次ビザ適用国の拡大など、訪日観光ビザ発給条件の更なる緩和・撤廃

(中国、インドネシア、ベトナム、インド、ロシア)

道内各空港のCIQ(税関、出入国管理、検疫)体制の整備、充実

(民間・地方自治体への委託等)

新千歳空港における中国など一部外国エアラインの乗り入れ制限の緩和

インバウンド振興のための外国人人材の活用

(新たな在留資格(国際観光)を創設)

北海道の特長や優位性を生かせる統合型リゾート(IR)の整備の促進

外航クルーズ船の船上入国審査基準の緩和

外国人観光客がスムーズに交通機関を乗り継ぐことができる2次交通ネットワークの充実

新千歳空港における深夜・早朝時間帯の運航便に係る着陸料の軽減

□国際観光客数の予想

世界 今後20年で1.9倍

アジア 今後20年で2.7倍

□平成24年度外国人観光入込客数[北海道]

79万400人(前年度比138.7%) 過去最高

⇒ インバウンド観光の成長ポテンシャルが高く
今後、ゴールデンルートに匹敵する観光地に
成長する可能性が大きい。

(東京～京都～大阪のゴールデンルート以外に北海道など
来訪先の多様化を図る)

新たなしくみづくり等

「北海道観光振興特別措置法」の早期制定

・本道観光の持続的発展を図り、観光立国・日本をリードしていくための特定免税店制度の創設など

訪日旅行等促進事業基金の創設

・訪日旅行促進事業の北海道枠の創設と予算の拡充、対象事業の拡大及び年度の制約によらない柔軟で、迅速な事業の実施への活用

観光客の受入体制整備を促進するためのソフト事業やハード整備事業など支援制度の創設

・外国語併記の観光案内標識の設置
・Wi-Fi環境の整備
・景観を阻害する廃屋の撤去
・冬期間におけるドライブ観光の安全確保 など

北海道を観光立国・日本のフロントランナーに
「世界に開かれた観光王国・北海道」の早期形成

☆外国人観光客3,000万人を
目標とする観光立国・
日本のフロントランナー
☆訪日外国人観光客の
北海道シェア10%

日本経済を牽引

「世界に開かれた観光王国・北海道」戦略特区 ～ 観光立国・日本のフロントランナーを目指して ～

提案のニーズ・背景

- 国際観光客数の予想 世界 今後20年で1.9倍 ⇒ 世界各国で観光誘致を積極的に展開
(世界観光機関(UNWTO)推計) アジア 今後20年で2.7倍
- 日本再興戦略における成果目標「訪日外国人観光客入込数3000万人超(2030年)」⇒ バリエティに富む訪日旅行商品を提案
(東京～京都～大阪のゴールデンルート以外に北海道など来訪先の多様化を図る)
- 外国人実宿泊者数 北海道は4位(ゴールデンルート関係都府県(東京、大阪、千葉)に次ぐ水準に位置)
- 平成24年度外国人観光入込客数[北海道] 79万400人(前年度比138.7%) 過去最高
⇒ インバウンド観光の成長ポテンシャルが高く、今後、ゴールデンルートに匹敵する観光地に成長する可能性が大きい
- 北海道で訪日外国人観光客関連施策を集中的に実施 ⇒ 国際競争力ある質の高い観光地づくり ⇒ 目標の早期達成に貢献

プロジェクトの実施に必要な規制緩和及び新たなしくみづくり等

1 規制緩和など

- ビザの免除や数次ビザ適用国の拡大など、訪日観光ビザ発給条件の更なる緩和・撤廃(実施主体:国(法務局))
・発給国:中国、インドネシア、ベトナム、インド、ロシアなど
- 道内各空港のCIQ(税関、出入国管理、検疫)体制の整備、充実(地方自治体への委託等)
(実施主体:国(財務省、法務省、厚生労働省、農林水産省)・指定法人、民間企業(地方自治体))
・業務の一部又は全般が執行可能な指定法人制度の創設 ・国家公務員と民間職員(地方自治体職員)の協働の構築、運営
- 新千歳空港における中国など一部外国エアラインの乗り入れ制限の緩和(実施主体:国(国土交通省、防衛省))
・平日における乗り入れ制限により、海外旅行者などによる旅行商品の造成に支障を来しており、海外からの観光客の誘致の障害
- インバウンド振興のための外国人人材の活用(実施主体:在留認定は国(法務省)、就労外国人の受け入れは地域の観光事業者等)
・今後増え続ける外国人観光客に、快適に本道観光を楽しんでいただくため、新たな在留資格(国際観光)を創設
- 北海道の特長や優位性を生かせる統合型リゾート(IR)の整備の促進(実施主体:制度の検討は国、設置構想等の策定で地方自治体)
・カジノを含む統合型リゾートの整備推進に向けた制度上の措置を整備することにより、本道の特長や優位性を生かせるIRの整備を促進し、国が進める観光立国実現等を図る
- 外航クルーズ船の船上入国審査基準の緩和(実施主体:国(法務省))
・概ね2,000人以上の外航クルーズ船について実施されている船上入国審査を、全ての外航クルーズ船について実施
- 外国人観光客がスムーズに交通機関を乗り継ぐことができる2次交通ネットワークの充実
(実施主体:営業許可等の手続きは国(地方運輸局)・突発的な需要の発生に対応したバスの輸送力の確保については関係機関が協力して対応))
・不定期で突発的な需要に対応できる貸切バスの輸送力の増強を図るための営業区域の拡大等の許可手続きの弾力化等、道路運送法を弾力的運用
- 新千歳空港における深夜・早朝時間帯の運航便に係る着陸料の軽減(実施主体:国(国土交通省))
・新千歳空港の深夜・早朝時間帯を利用する便の新千歳空港又は相手先空港の着陸料を軽減

2 新たなしくみづくり等

- 「北海道観光振興特別措置法」の早期制定(実施主体:国会(議員立法))
・本道観光の持続的発展を図り、観光立国・日本をリードしていくための特定免税店制度の創設など
- 訪日旅行等促進事業基金の創設(実施主体:北海道)
・訪日旅行促進事業の北海道枠の創設と予算の拡充、対象事業の拡大及び年度の制約によらない柔軟で、迅速な事業の実施への活用
- 観光客の受入体制整備を促進するためのソフト事業やハード整備事業など支援制度の創設
(実施主体:外国人観光客の受入体制の整備に取り組む地方公共団体、公的機関、民間事業者)
・外国語併記の観光案内標識の設置 ・Wi-Fi環境の整備 ・景観を阻害する廃屋の撤去 ・冬期間におけるドライブ観光の安全確保 など

効果

- 外国人観光客3,000万人を目標とする観光立国・日本のフロントランナー □訪日外国人観光客の北海道シェア10%

「世界に開かれた観光王国・北海道」

戦 略 特 区

～ 観光立国・日本のフロントランナーを目指して ～

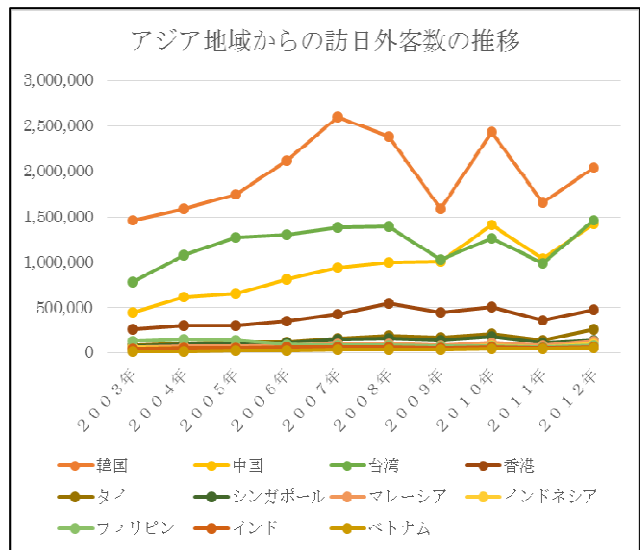
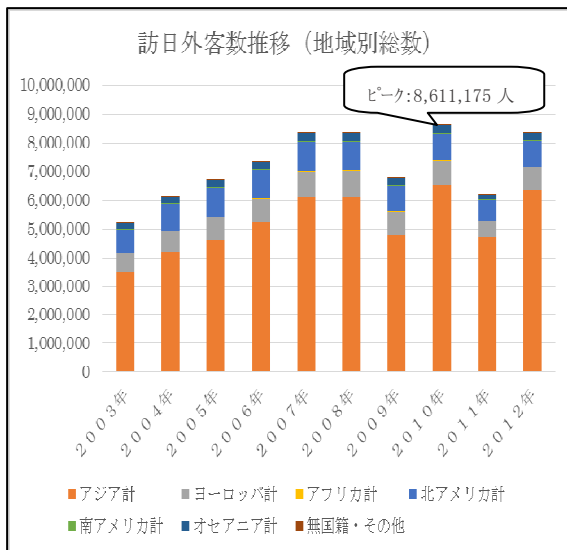
2013年9月11日

北 海 道

I 提案のニーズ・背景

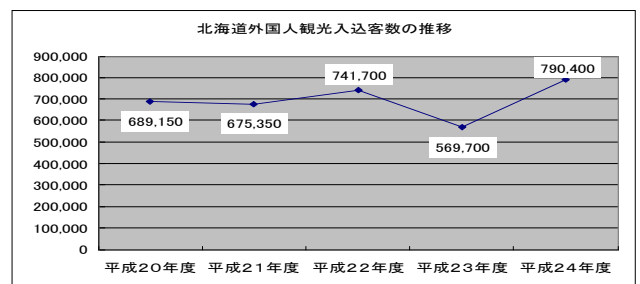
- ・世界の観光市場は今後20年で1.9倍の成長が見込まれており、特に経済成長が続くアジア市場は、2.7倍の成長が見込まれている。このような環境の中で、各国とも観光誘致を積極的に取り組んでいる。
- ・日本再興戦略における成果目標（KPI）「訪日外国人観光客入込数3000万人超（2030年）」の達成を図るためには、訪日外国人の来訪先が、東京～京都～大阪のゴールデンルートだけではなく、北海道はもとより、東北、北陸、九州など来訪先の多様化を図り、バラエティに富む訪日旅行商品を提案していくことが重要である。
- ・北海道は、外国人の実宿泊者数で見ると、全国都道府県の中で4位に位置し、京都府を上回っているなど、ゴールデンルート関係都道府県（東京、大阪、千葉）に次ぐ水準に位置し、これまでも多くの外国人観光客を受け入れてきた実績を有する。
- ・北海道における外国人観光客の入込客数は、平成24年度には過去最高となる79万400人となり、前年度比38.7%増を記録するなど、インバウンド観光の成長ポテンシャルが高く、官民をあげた集中的な誘致活動や受入体制の整備により、今後、ゴールデンルートに匹敵する観光地に成長する可能性が大きい。
- ・北海道に訪日外国人観光客の関連する施策を集中的に実施することにより、国際競争力ある質の高い観光地づくりを進め、我が国の訪日外国人観光客の入込目標の早期達成に貢献することを目的とする。

出典：日本政府観光局(JNTO)



外国人実宿泊者数 (全国上位5県) 平成24年 宿泊旅行統計調査 (国土交通省観光庁)

順位	都道府県	実宿泊者数
1	東京都	3,950,750人
2	大阪府	1,906,440人
3	千葉県	1,477,480人
4	北海道	1,460,140人
5	京都府	896,070人



Ⅱ プロジェクトの概要

1 規制緩和など

□ビザの免除や数次ビザ適用国の拡大など、訪日観光ビザ発給条件のさらなる緩和・撤廃

- ・現在、観光客に対する査証免除措置がとられていない中国、インドネシア、ベトナム、インドなどにおいて、査証申請者の負担軽減を図ることで、東アジア地域などにおける訪日外国人の市場拡大につながる可能性が非常に高いことから、さらなる訪日査証制度の緩和が必要

□道内各空港のC I Q（税関、出入国管理、検疫）体制の整備、充実 （地方自治体への委託等）

- ・C I Qに関わる業務の一部又は全部が執行可能となる指定法人制度の創設
- ・国家公務員と民間職員（地方自治体職員）の協働によるC I Q体制の構築、運営

□新千歳空港における中国など一部外国エアラインの乗り入れ制限の緩和

- ・海外旅行者などによる旅行商品の造成に支障を来し、海外からの観光客の誘致の障害となっている平日における乗り入れ制限の撤廃等

□インバウンド振興のための外国人人材の活用

- ・今後増え続ける外国人観光客に快適に本道観光を楽しんでいただくため、出入国管理及び難民認定法における外国人の在留資格に新たに「国際観光」の区分を新設
- ・現行の区分である「人文知識・国際業務」等では実務経験などが障害となって、観光分野で就労を希望する外国人（外国人向けフロント、体験観光インストラクター、シェフなど）が希望に沿えない実態にあることから、一定の要件による「国際観光」在留資格を設け、今後増え続けるインバウンド需要に対応する外国人観光客の受入体制の整備

□北海道の特長や優位性を生かせる統合型リゾート（IR）の整備の促進

- ・カジノを含む統合型リゾートの整備促進に向けた制度上の措置を整備することにより、北海道の特長や優位性を生かせる統合型リゾートの整備を促進し、観光分野の国際競争力を強化するとともに、国が進める観光立国を実現

□外航クルーズ船の船上入国審査基準の緩和

- ・概ね2000人以上の外航クルーズ船について実施されている船上入国審査を全ての外航クルーズ船について実施

□外国人観光客がスムーズに交通機関を乗り継ぐことができる2次交通ネットワークの充実

- ・不定期で突発的な需要に対応できる貸切バスの輸送力の増強を図るための営業区域の拡大等の許可手続きの弾力化等、道路運送法を弾力的運用

□新千歳空港における深夜・早朝時間帯の運航便に係る着陸料の軽減

- ・新千歳空港の深夜・早朝時間帯を利用する便の新千歳空港又は相手先空港の着陸料を軽減

2 新たなしくみづくり等

□「北海道観光振興特別措置法」の早期制定

- ・本道観光の持続的発展を図り、観光立国・日本をリードしていくため、特定免税店制度などを内容とした「北海道観光振興特別措置法」の早期制定
 - ・特定免税店制度の創設
 - ・観光振興のための施設整備に係る課税の特例
 - ・航空機燃料税の軽減 など

□訪日旅行等促進事業基金の創設

- ・訪日旅行促進事業の北海道枠の創設と予算の拡充、対象事業の拡大及び年度の制約によらない柔軟で、迅速な事業への活用

□観光客の受入体制整備を促進するためのソフト事業やハード整備事業などの支援制度の創設

- ・外国語併記の観光案内標識の設置、WiFi環境の整備、景観を阻害する廃屋の撤去、冬期間におけるドライブ観光の安全確保などの支援制度

Ⅲ 必要な規制改革等の措置

1 規制緩和など

□ビザの免除や数次ビザ適用国の拡大など、訪日観光ビザ発給条件のさらなる緩和・撤廃

[想定される実施主体]

- ・国（法務省）

[提案内容等]

- ・更なる成長や今後の市場拡大が期待される中国、インドネシア、ベトナム、インド、ロシアからの観光客は、訪日観光にビザが必要となっている。
- ・インドネシア人やベトナム人などが旅行代理店を通さない個人旅行をする場合、ビザの代理申請ができず、日本大使館のある首都へ複数回訪問する必要があるなど、申請者には大きな負担となっており、今後の外国人観光客の誘客促進に向け、ビザ申請者の負担軽減は重要な方策である。
- ・中国については、中長期的には訪日観光客の更なる増加が見込まれることから、中国人に人気の高い北海道経由で東北地域ほか全国各地に中国人観光客を誘導するためにも、早急に、北海道を訪問対象地とする訪日個人観光数次ビザの導入が必要である。

【参考】訪日観光査証発給状況

- ・免除国：韓国、台湾、香港、シンガポール、タイ、マレーシア、イギリス、フランス、ドイツ、米国、カナダ、オーストラリアなど
- ・発給国：中国、インドネシア、ベトナム、インド、ロシアなど

□道内各空港のC I Q（税関、出入国管理、検疫）体制の整備、充実

[想定される実施主体]

- ・国（財務省、法務省、厚生労働省、農林水産省）
- ・指定法人、民間企業（地方自治体）

[提案内容等]

- ・道内空港へ国際航空定期便やチャーター便が乗り入れた場合は、一部の例外を除き、近隣のC I Q機関の職員が出張により対応しているが、こうした体制では、定期便やチャーター便の誘致等に支障を来す懸念があり、また、C I Qが迅速に行われない結果、本道観光に対する満足度も低下する。
- ・以上のことから、道内空港への国際航空定期便やチャーター便の誘致の推進のほか、外国人観光客の本道観光への誘致の促進のためにも、C I Qに関わる業務の一部又は全部が執行可能となる指定法人制度を創設の上、C I Qに関わる業務のうち、国、指定法人、民間企業（地方自治体）それぞれの役割を整理し、各者協働によるC I Q体制のさらなる整備、充実を進める。

□新千歳空港における中国など一部外国エアラインの乗り入れ制限の緩和

[想定される実施主体]

- ・国（国土交通省、防衛省）

[提案内容等]

- ・乗り入れが制限されている曜日・時間帯において、中国など一部外国エアラインによる海外からの送客ができないほか、曜日によってスケジュールの調整が必要など、海外旅行者などによる旅行商品の造成にも支障を来しており、海外からの観光客の誘致の障害となっている。
- ・以上のことから、中国などの一部外国エアラインの誘致の推進のほか、中国などの外国人観光客のさらなる誘致を図るためにも、乗り入れ制限の撤廃又は緩和を行う。

□インバウンド振興のための外国人人材の活用

[想定される実施主体]

- ・在留認定は国（法務省）、就労外国人の受け入れは地域の観光事業者等

[提案内容等]

- ・外国人の受入制度は、就労に関する在留資格として、主に「（人文知識）・国際業務」と「技能」及び「技能実習」の3種類となっている。
「国際業務」での取得については、一般的に次の要件による。
 - (1)業務が、次のいずれにも該当すること。
 - ア 翻訳、通訳、語学指導、広報宣伝、海外取引業務など（フロント、営業も含む。）
 - イ 大学を卒業した者が翻訳、通訳又は語学指導に従事する場合を除き実務経験3年以上
 - (2)日本人が従事する場合と同等額以上の報酬を受けること。
より幅広い業務に対応するため「人文知識」で取得する場合、10年以上の実務経験が必要となるが大学で学んだ専門分野と職種に強度の関連性がある場合は実務経験なしでも取得可能
- ・「技能」での取得については、次のいずれにも該当することを要件とする。
 - ア 外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機等の操縦者、貴金属等の加工職人等の職種に限定(外国において考案され我が国では特殊なものなど)
 - イ 各職種ごとに一定の実務経験年数やオリンピックへの出場経験等が必要
- ・技能実習制度は、日本国で開発され培われた技能・技術・知識の開発途上国等への移転等を目的として創設されており、在留資格として「技能実習」を取得することとなる。
- ・現行制度では、「人文知識・国際業務」については大卒レベルの専門性や専門的能力（又は人文知識10年以上、国際業務3年以上の実務経験）が求められ、「技能」については、特殊な技能や高い水準の技能が求められる。

- ・また、「技能実習」については観光業界ではベトナムメイクなどの技能移転にとどまっているため、本来、外国人対応が必要となるフロント業務、体験プログラム(ラフティング、スキー、スノーボード)などのインストラクター業務、外国人向け料理業務など宗教や生活習慣など様々な制約のある外国人に対して十分な対応が必要な業務について外国人が就労することが難しい状況にある。
- ・今後増え続ける外国人観光客が来道され快適に本道観光を楽しんでいただく環境整備を進めるためには、現在の在留資格制度は不十分であり、このようなニーズに柔軟に対応できる新たな在留資格が必要である。
- ・なお、ワーキングホリデー制度を利用し、就労するケースがあるが、同制度は本来就労を主目的とする制度では無いため、制約が多く対応には限界がある。

□北海道の特長や優位性を生かせる統合型リゾート（IR）の整備の促進

[想定される実施主体]

- ・制度の検討は国、設置構想等の策定は地方自治体

[提案内容等]

- ・導入が検討されている統合型リゾートは、MICEの誘致などを通じ、我が国の国際観光の振興に大きく寄与するものであり、国において、整備促進に向けた制度上の措置の早期実現を図る必要がある。
- ・検討されている統合型リゾートの整備にあたって、本道には、全国のモデルとなる可能性のある地域が存在することから、本道の優位性や潜在力を生かすことのできる統合型リゾートの制度設計により、道内地域の知恵や活力を引き出していくことが可能となる。

□外航クルーズ船の船上入国審査基準の緩和

[想定される実施主体]

- ・国（法務省）

[提案内容等]

- ・海外から寄港する大型外航クルーズ船における入国審査は、日本への入港前に入国審査官が乗り込み事前審査を行っているが、乗客概ね2,000人未満の外航クルーズ船においては、日本上陸後に入国審査を受けることとなる。
- ・このため、入港後の入国審査では時間を要し、周辺観光など滞在時間の確保の支障となっていることから、全ての外航クルーズ船において船上審査が実施されるよう基準の緩和が必要である。

□外国人観光客がスムーズに交通機関を乗り継ぐことができる2次交通ネットワークの充実

[想定される実施主体]

- ・営業許可等の手続きは国（地方運輸局）
- ・突発的な需要の発生に対応したバスの輸送力の確保については、関係機関が協力して対応

[提案内容等]

- ・貸切バス事業については、道路運送法において営業区域を定めることとなっており、道内のバス事業者は支局ごとの区域となっており、他区域でも営業できるようにするためには、道路運送法等に基づく所定の手続と時間が必要である。
- ・本年6～7月の繁忙期に突発的な北海道観光の需要増（主に台湾人観光客の団体ツアー）により、台湾からの観光ツアーに係るバス手配ができない事態が発生したが、この事態を当面回避するため、国において、バスの手配体制を構築するとともに道路運送法上の手続等も迅速かつ弾力的に対応いただいた。
- ・団体旅行による外国人観光客の入込数は、今後とも増加していくことが見込まれるが、道内の団体旅行に不可欠なバスの不足は、北海道の国際観光のボトルネックとなる可能性があり、今後とも状況に応じた弾力的な対応をする体制の確立が必要である。

□新千歳空港における深夜・早朝時間帯の運航便に係る着陸料の軽減

[想定される実施主体]

- ・国（国土交通省）

[提案内容等]

- ・羽田空港において、深夜・早朝時間帯の利用促進のために措置されている1/2軽減と同様に、新千歳空港の深夜・早朝時間帯発着枠拡大後の利用促進を図るため、1/2に軽減する。
- ・その上で、国（国土交通省）が平成26年度から導入を検討している着陸料に係る提案割引制度（各空港からのプレゼンテーションを経て選定した路線（新規就航又は増便において、30%～80%を軽減する制度）を深夜・早朝時間帯の運航便については永続的に適用するとともに、道が取り組んできた現行の6枠運航便についても地元の取組として評価し、軽減措置の対象とする。

2 新たなしくみづくり等

□「北海道観光振興特別措置法」の早期制定

[想定される実施主体]

- ・国会（議員立法）

[提案内容等]

- ・本法の制定により、関税法（特定免税店制度の創設）、法人税、事業所税、不動産取得税、固定資産税等（観光振興のための施設整備に係る課税の特例措置）、航空機燃料税法（航空機燃料税の軽減）の課税を免除または軽減する。
- ・なお、本法律が制定されることにより、魅力ある観光地づくりや航空路線の拡充が進み、国内外からの観光客の大幅な増加が見込まれ、観光関連産業が発展するとともに、他の産業への経済波及効果が高まることが十分に見込める。

□訪日旅行等促進事業基金の創設

[想定される実施主体]

- ・北海道

[提案内容等]

- ・これまで、ビジット・ジャパン関連事業は、外国人観光客の誘致に大きな役割を果たしてきたが、一方で、年度ごとに申請条件が変わること、申請から採択まで時間を要すること、さらには予算制度の制約から年度当初や年度を超えた事業実施が難しく、特定の年に集中的に行えないなどの課題も指摘されてきた。
- ・このため、標記基金の創設により、地域の発意による切れ目のない事業採択など、機動的で効果的な観光プロモーション等の実施を可能とする。

<実施内容>

- ・北海道は基金活用計画を作成し国に提出、国は観光立国実現に大きく寄与すると認められる場合、計画を承認するとともに、計画実現に要する資金に充当するため、北海道に交付金を交付。
- ・北海道は交付金を原資に基金を造成、造成後5年間で取り崩して活用することとし、前年度にその年度の活用年次計画を国に提出。
- ・北海道は、誘致対象国の観光市場の動向を見据え、活用年次計画をベースに、官民が連携をして、地域の発意による効果的な取組を機動的に実施。

〔*北海道の直接執行、市町村・観光関係民間事業者・団体への交付金等〕
による支援。5年間で30億円を想定。

□観光客の受入体制整備を促進するためのソフト事業やハード整備事業などの支援制度の創設

[想定される実施主体]

- ・外国人観光客の受入体制の整備に取り組む地方公共団体、公的機関、民間事業者

[提案内容等]

- ・「観光地域ブランド確立支援事業」における、プラットフォームに限らない団体等が実施する施設整備を含めた各種事業への支援制度の創設
 - ・観光案内板整備などの施設整備や商品開発等のソフト事業を対象とする。
 - ・補助率は5割以上とする。
- ・外国人観光客の誘致に向けた受入体制整備に関する支援制度の創設
 - 公共空間における無料公衆無線LANの整備推進
 - ・観光地が広域に分散する本道において、外国人観光客等が快適に情報集収や情報発信を行うことができるよう、公共空間における無線LANについて、国による整備促進を要望する。
 - 景観を阻害する廃屋の撤去
 - ・景観を阻害する空き家など、観光振興を目的として、廃屋を撤去するため必要な経費に対する支援策を創設する。
 - 冬場のドライブ観光の安全確保
 - ・冬道運転に関する情報提供や外国語標記による道路標識の設置など、冬の道路交通環境の整備を促進する。

IV プロジェクト実施による日本経済再生に向けた効果

1 日本再興戦略におけるKPIへの貢献

- ・本道では、2018年3月末までに、「訪日外国人観光客のシェア10%」を目標に掲げ、各国の旅行市場や旅行形態に応じた戦略的な宣伝誘致活動の推進（成熟市場（台湾、韓国、香港等）、成長市場（中国、タイ、マレーシア）、新市場（インドネシア、ベトナム、インド）別に対応）や、受入体制の整備に取り組んでいるところであるが、上記プロジェクト等の取組を通じ、本道が観光立国・日本のフロントランナーとなり、外国人観光客の大幅な増加を図ることによって、KPIの早期達成に向けて貢献してまいる。

2 本戦略特区による貢献

□ビザの免除や数次ビザ適用国の拡大など、訪日観光ビザ発給条件のさらなる緩和・撤廃

- ・本道には、年間10万人を超える中国人観光客が来道しているほか、近隣であるロシアからの観光客も全国の2割を超える水準。また平成25年度からは、インドネシア、ベトナム、インドを誘客対象国とした観光プロモーションに取り組んでおり、これらの取組を含め、関連する事業や制度的措置を集中的に実施することにより、中国や東南アジアなどを中心に、本道における我国の訪日外国人観光客の入込の大幅な増加が達成され、KPI達成に貢献することができ、また、北海道など地方中心で、ゴールデンルートに偏らない訪日旅行商品の多様化も進展する。

□道内各空港のCIQ（税関、出入国管理、検疫）体制の整備、充実

- ・女満別空港では、過去、年間100便程度のチャーター便の発着があったが、CIQ体制の未整備もあり、現在では年間数便程度に減少している。
- ・CIQ体制の整備、充実により、短期的には年間100便のチャーター便の発着数が増加する。
→300人×100便=30,000人の利用者増（訪日外国人旅行者（KPI）に換算すると15,000人増）。
- ・また、中期的にはチャーター便の利用実績の積み重ねにより、定期便化が実現できる。
少なくとも現状（新千歳空港を除く地方空港の国際定期便5路線で週12便）の3割程度の増加は見込まれる。

→300人×週12便×52週×0.3=56,160人の訪日外国人旅行者増。

- ・したがって、新千歳空港を除く道内地方空港のC I Q体制の整備、充実に伴い、チャーター便と定期便を合わせ、訪日外国人旅行者は、約7万人増加し、K P I達成に貢献することができる。

□新千歳空港における中国など一部外国エアラインの乗り入れ制限の緩和

- ・乗り入れ制限の撤廃又は緩和により、新千歳空港への中国などの一部外国エアラインの乗り入れが増加し、訪日外国人来道者数の一層の増加が見込まれる。

○乗り入れ制限の緩和（H22.3）前後の訪日中国人来道者数の推移と比較

◇緩和前（平成21年度） 92,700人

◇緩和後（平成22年度） 135,500人（42,800人増）【46.2%増】

- ・以上のことから、乗り入れ制限の撤廃又は緩和により、短期的にみても既存路線（上海、北京線）のデイリー運航化などに伴い、5割程度の訪日中国人来道者数が増加する。

135,500人×1.5倍=203,250人（67,750人増）

- ・また、中期的にみて、乗り入れ制限の撤廃又は緩和に伴う新規路線の開設促進も見込まれるから、新規開設により、訪日中国人来道者数の増加も期待できる（例：広州線）。

203,250人×1.5倍=304,875人（101,625人増）

- ・したがって、乗り入れ制限の撤廃又は緩和に伴う短期的及び中期的な効果により、訪日外国人旅行者は約17万人増加し、K P I達成に貢献することができる。

□インバウンド振興のための外国人人材の活用

- ・北海道では、昨年10月にタイからの直行便が就航するなど、東南アジアからの外国人観光客が増えており、豪州やロシアからの観光客も含め、従来の台湾、韓国、中国など北東アジア中心の来道観光客の構成から多様化が進展している。
- ・国際的に評価される質の高い観光地づくりを進めるためには、海外からの観光客がコミュニケーションの面で感じる不自由さを少しでも緩和し、温かく迎えられるよう、観光に携わる関係者が協働して、外国人観光客への対応力向上を図っていくことが重要であり、誘致対象国の人材を観光の現場で活用していくことが効果的である。
- ・このような取組の集中的実施により、訪日リピーター客をはじめ、多様な国からの観光客を魅了する質の高い観光の提供が進むなど、本道の国際観光の更なる振興により、K P I達成に貢献することができる。

□北海道の特長や優位性を生かせる統合型リゾート（IR）の整備の促進

- ・カジノを含む統合型リゾート（IR）は、国際会議等の誘致を進める上でも大きな効果が期待できるものであり、国では、観光立国実現に向けたアクション・プ

ログラムの一環として、I Rの整備に向けた必要な制度上の措置を検討することとしている。

- ・道内においては、民間を中心に調査・研究や提言など意欲的な活動が行われているとともに、一部の市町村では、市長がI R推進に関する要望を道に行うなど、地域が一体となった取組も見られる。
- ・我が国は、日本再興戦略に基づき、訪日外国人観光客入込数3000万人の達成を目指しているが、北海道は、多様な観光資源を有するポテンシャルの高い観光地であり、国際会議や学会の開催候補地として、国内外に人気の高い地域。
- ・MICEの誘致・開催競争に大きな影響を及ぼす国際会議場や展示会場などMICE施設に加え、アフターコンベンション機能の充実を図る総合リゾート開発(I R)は国際的な流れとなっている。
- ・北海道は、アフターコンベンション機能の充実の面で、北海道の特長を生じた統合型リゾートの実現に優位性を有する地域であり、日本を代表する国際的に通用する質の高い観光地となっていくことが可能であり、KPI達成に貢献することができる。

□外航クルーズ船の船上入国審査基準の緩和

- ・入国審査の時間短縮により滞在時間が延びることから、周辺観光などによって本道の魅力をより多く体験することができ、訪日リピーター客の増加にもつながることから、KPI達成にも貢献することができる。

□外国人観光客がスムーズに交通機関を乗り継ぐことができる2次交通ネットワークの充実

- ・見所が多く、移動距離が長い本道にとって、バスを活用した団体旅行は、北海道観光のリピーターを含め人気が高い。今後は、新千歳空港との直行便が就航したタイやマレーシアなど東南アジアからの観光客の増加が見込まれており、この観光客を確実に本道に誘客していくことが必要である。
- ・突発的な需要にも対応できる足腰の強い受入体制を構築することにより、KPI達成に貢献することができる。

□新千歳空港における深夜・早朝時間帯の運航便に係る着陸料の軽減

- ・北海道は、新千歳空港の深夜・早朝時間帯発着枠6枠の拡大協議を平成25年度中に開始する予定であり、この発着枠拡大の実現に合わせ、国(国土交通省)が着陸料の軽減を行うことにより、枠拡大後の利用促進が図られ、KPI達成に貢献することができる。
- ・国においても、新規就航数の増に伴い、総体的には着陸料収入の増収が図られる。

【参考】

①深夜・早朝便が25便運航することにより、「道外からの旅客需要拡大に伴う消費効果」「航空輸送事業者の生産活動の増加による経済効果」「農水産物等多様な航空貨物の深夜・早朝便利用による経済効果」として、年間所得額ベース221億円、年間雇用数3,364人の増と試算されている。

※ 出典：「新千歳空港24時間運用に伴う経済波及効果調査」(H22.1)

②国の「訪日外国人3,000万人プログラム」、「日本再興戦略」による訪日外国旅行者数の達成に向け、東南アジア以西の国際線の新規就航が加速することが想定される。

《訪日外国人》 837万人(全国の平成24年実績)

75万人(北海道の平成24年実績、全国の9%)

270万人(訪日外国人3,000万人の9%が来道)

仮に、東南アジアから早朝便が週4日、2便が運航した場合、経済波及効果として、所得額ベースで、年間60億円の増、雇用者数は、年間784人の増と試算される。

□「北海道観光振興特別措置法」の早期制定

- ・本法の制定により、観光関連施設等の整備が促進され、本道観光の魅力がより高まるとともに、航空路線が拡充され、観光客誘致による効果を全道に波及されることにより、国内外からの観光客の増加につながり、KPI達成に貢献することができる。

□訪日旅行等促進事業基金の創設

- ・我が国は、日本再興戦略に基づき、訪日外国人観光客入込数3000万人の達成を目指しており、更なる外国人観光客の誘致を図るためには、これまで、訪日外国人の来訪先が、東京～京都～大阪のゴールデンルートに偏る現状から、北海道はもとより、東北、北陸、九州など来訪先の多様化を図り、バラエティに富む訪日旅行商品を提案していくことが重要である。
- ・北海道は、都道府県来訪率では10%程度(2010年：8.8%)であるが、多様な観光資源を有するポテンシャルの高い観光地であり、官民をあげた集中的な誘致活動や受入体制の整備により、ゴールデンルートと並ぶ観光地に成長する可能性が高い地域である。
- ・北海道と同様の来訪率を有する福岡県(九州地区)の場合は、来訪外国人観光客が韓国に偏る(九州：平成23年実績 全体の62.3%)など近隣国を主体とした観光地であり、四季を通じて異なる観光メニューが提供可能な北海道は、国際的に競争力を有する質の高い観光地を目指すポテンシャルが高い。
- ・標記基金の創設により、地域の発意による迅速で切れ目のない事業採択がなされ

るなど、機動的で効果的な観光プロモーション等の実施が可能となる。

- ・このような取組の集中的実施により、訪日ゴールデンルートには無い魅力を有する北海道を旅行先に、バラエティに富む訪日旅行商品の造成が進むことで、訪日リピーター客をはじめ、多様な国からの観光客を魅了する質の高い観光の提供が進むなど、本道の国際観光の更なる拡大により、我が国の訪日外国人観光客の入込目標の早期達成への大きな貢献が可能となる。

□観光客の受入体制整備を促進するためのソフト事業やハード整備事業などの支援制度の創設

- ・官民あげた受入体制整備の取組の集中的実施により、訪日ゴールデンルートには無い魅力を有する北海道を旅行先に、バラエティに富む訪日旅行商品の造成が進むことで、訪日リピーター客をはじめ、多様な国からの観光客を魅了する質の高い観光の提供が進むなど、本道の国際観光の更なる振興により、K P I 達成に貢献することができる。